

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-532866(P2004-532866A)

【公表日】平成16年10月28日(2004.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2004-042

【出願番号】特願2002-592920(P2002-592920)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/4188 (2006.01)

A 6 1 K 31/221 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/4188

A 6 1 K 31/221

A 6 1 P 3/10

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月23日(2005.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビオチン、およびアセチルL-カルニチンまたはその医薬上許容される塩を組み合わせて含有する、2型インスリン抵抗性糖尿病の治療薬。

【請求項2】

塩が、塩化物、臭化物、オロチン酸塩、酸アスパラギン酸塩、酸クエン酸塩、クエン酸マグネシウム塩、酸リン酸塩、フマル酸塩および酸フマル酸塩、フマル酸マグネシウム塩、乳酸塩、マレイン酸塩および酸マレイン酸塩、ムケート、酸シュウ酸塩、バモ酸塩、酸バモ酸塩、酸硫酸塩、グルコースリン酸塩、酒石酸塩、酸酒石酸塩、酒石酸マグネシウム塩、2-アミンエタンスルホン酸塩、マグネシウム2-アミンエタンスルホン酸塩、酒石酸コリン塩およびトリクロロ酢酸塩からなる群から選択される、請求項1に記載の治療薬。

【請求項3】

アセチルL-カルニチンの投与量が1日当たり0.1から2gであり、ビオチンの投与量が1日当たり1から8mgであるよう調製された、請求項1に記載の治療薬。

【請求項4】

アセチルL-カルニチンの投与量が1日当たり0.2から1gであり、ビオチンの投与量が1日当たり3から5mgであるよう調製された、請求項3に記載の治療薬。

【請求項5】

アセチルL-カルニチンの投与量が1日当たり0.3gであり、ビオチンの投与量が1日当たり4mgであるよう調製された、請求項4に記載の治療薬。